

(趣旨)

第1条 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第11条第1項第1号に基づく、養護老人ホーム（以下「老人ホーム」という。）の入所措置（入所中の者に係る年度を更新しての継続を含む。）の判定に当たり、有識者の意見を聴くため郡山市老人ホーム入所判定委員会（以下「委員会」という。）を開催する。

(組織)

第2条 委員会は、6名以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が依頼する。

(1) 医師

(2) 老人ホームの長

(3) 地域包括支援センターの長

3 委員は、前項に掲げる者のほか郡山市保健所長、郡山市福祉事務所健康長寿課長（以下「健康長寿課長」という。）を充てる。

4 委員の依頼期間は、2年以内とする。

(会議の招集)

第3条 会議は、必要に応じ、福祉事務所長が招集する。

(運営)

第4条 委員会に座長をおき、健康長寿課長をもって充てる。

2 座長に事故があるときは、あらかじめ座長の指名する者が会議を進行する。

3 委員会の庶務は、郡山市福祉事務所健康長寿課において処理する。

(入所の適否についての意見)

第5条 委員会は、「老人ホームへの入所措置等の指針について」（平成18年3月31日付け老発第0331028号厚生労働省老健局長通知）の「第5 老人ホームの入所措置の基準」に基づき、入所の適否について意見を述べるものとする。

(緊急入所措置)

第6条 福祉事務所長は、緊急を要するときは、委員会を開催せずに入所措置を行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、昭和60年3月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年10月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年7月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月8日から施行する。